

金沢都市計画特別用途地区の変更(金沢市決定)

朱書きは変更前

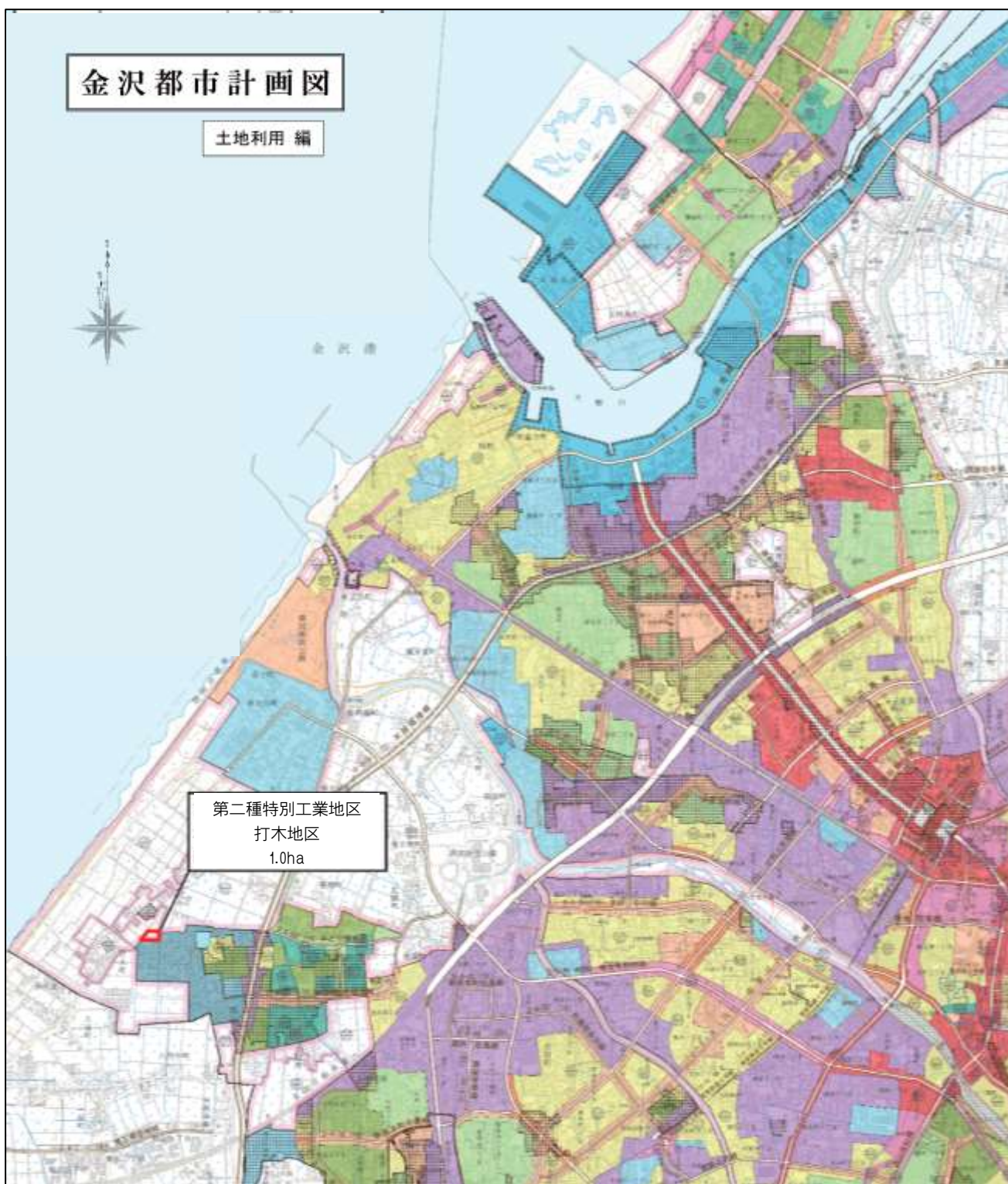
都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
第一種特別工業地区	約1.8ha	建築制限の概要 1. 風俗営業店舗等の規制 2. 住宅等の規制 3. 公害発生型工場の規制
第二種特別工業地区	4.5 約4.6ha	建築制限の概要 1. 風俗営業店舗等の規制 2. 住宅等の規制 3. 運動施設等の規制 4. 店舗の規制
第三種特別工業地区	約2.5ha	建築制限の概要 1. 風俗営業店舗等の規制 2. 戸建て専用住宅の規制 3. 公害発生型工場の規制
大規模集客施設制限地区	約1,367ha	建築制限の概要 1. 大規模集客施設の規制
合 計	1,439 約1,440ha	

理 由

安原異業種工業団地拡張用地の市街化区域への編入に伴い、住宅や店舗等の立地を制限し、工業地としての純化を図るため、特別用途地区（第二種特別工業地区）を指定する。

金沢都市計画特別用途地区の変更(金沢市決定)



特別用途地区変更(案)
第二種特別工業地区

地区名	打木地区
面積	1.0 ha

凡例

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 特別用途地区

